

特定公共賃貸住宅

神川町営中居住宅

入居者募集のしおり

神川町神泉総合支所 地域振興課

庶務担当

神川町大字下阿久原1088

電話0274-52-3271

FAX0274-52-2848

特定公共賃貸住宅制度について

特定公共賃貸住宅（特公賃）とは、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第18条の規定に基づき、収入が一定基準の範囲内にあつて、住宅を必要としている方のために神川町が建設し、供給する公共の賃貸住宅です。

建物概要

- (1) 名称 町営中居住宅
(2) 所在地 神川町大字下阿久原1055番地1
(3) 構造 鉄筋コンクリート構造2階建て
A・B・C各棟の3棟配置、各棟8部屋
3LDK（洋室6畳2室、和室6畳1室、リビング4畳、洋式トイレ
ユニットバス、対面式キッチン、洗面所、洗濯機置き場、各収納部
※エアコン、ガスレンジ、洗濯器、照明器具等の各種家電製品は入居者
各自で用意設置していただきます。
光回線を利用したインターネット接続可（機器設置、使用料等は各自
負担）
1台分専用駐車場及び駐輪場有

募集内容

- (1) 使用料 月額45,000円
※同居人に高等学校等終了前の者を扶養する世帯については、
最大20,000円を減額します。
- 例) 上記のお子さんが一人 10,000円減額
" 二人 15,000円減額
" 三人 20,000円減額
- (2) 共益費 月額3,000円
(3) 敷金 月額使用料の3か月分
※敷金は入居前に全納していただきます。
(4) 申込期間 随時募集となります。
(5) 入居時期 書類審査後入居可の場合、入居者と相談の上決定します。ただし、
町が指定する期日までに入居できない場合は、入居が取消となります。

申込者の資格

申込をする時点で、次の（１）から（５）までのすべての要件を備えている方に限ります。

- （１）現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある者、その他婚姻の予定者を含む。）がいること。
- （２）入居しようとする親族全員の合計所得月額が、基準額の158,000円以上487,000円以下であること。
- （３）自ら居住するための住宅を必要としていること。
- （４）町税等を完納し得る能力を有し、現に滞納がないこと。
※町税等には市区町村等が課すことのできる各種料金（水道料、保育料、介護保険料、給食費なども含まれます。）
- （５）申込み本人を含めた入居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと。

また、単身者のかたも、地域の実情を勘案して入居させることが適当であるとして、町規則定める基準に該当するかたは申込みの資格があります。

（規則に定める主なもの）

- ・18歳以上40歳以下の者で、IターンまたはUターンしたものの。
- ・町内に住所または勤務場所を有することとなるもの。
- ・その他町長が特に認めたもの。

申込み手続

申込みには、必要な書類をすべてそろえていただくことが必要です。

なお、郵送による申込み受付はできません。

（１）受付期間

随時募集のため、随時受付しております。また、室内見学も可能ですが、ご希望日時に沿えない場合があります。

（２）受付場所

神川町神泉総合支所 地域振興課 庶務担当

神川町大字下阿久原1088 電話0274-52-3271

FAX0274-52-2848

（３）受付時間

午前8時30分から12時、13時から17時まで

※土日、祝日、年末年始休日（12月29日から1月3日まで）は除きます。

注意事項

(1) 申込み

- ・「入居者募集のしおり」をよくお読みいただき、申込者の資格については、必ずご確認ください。
- ・申込み書類を受け付けた後も申込み資格を精査し、資格がないと判明した場合は失格となりますのでご了承ください。
- ・納付状況については、町税等のほかに水道料等の各種使用料についてもすべて審査します。

(2) 敷金及び保証人

- ・敷金は月額使用料の3か月分を入居手続きの際に納入していただきます。
- ・入居の際は、1名の連帯保証人が必要です。なお、連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書を提出していただきます。

(3) 連帯保証人

- ・入居の際は、1名の連帯保証人が必要です。
- ・連帯保証人になる方は、以下の要件が必要です。
 - ①成年者であること。
 - ②独立の生計を営む者であること。
 - ③確実な保証能力を有する者であること。

(4) 共益費の負担

- ・入居者には、月額使用料のほかに、共同で利用する施設の費用、共益費（月額3,000円）を負担していただきます。共益費は毎月、住宅内の自治会へ直接お支払いしていただきます。

(5) その他

- ・他の入居者及びその住宅に引き続いて入居される方の迷惑になりますので、住宅内では、犬、猫などの動物等を飼育することはできません。

申込み時に必要な書類

すべての方に必ず提出していただく書類

- 特定公共賃貸住宅入居申込書
- 調書
- 入居予定者全員の住民票の写し
- 所得課税証明書（中学生以下を除いて入居予定者全員分必要です。）
 - ※申込みされる年の1月1日時点で住民登録をしていた市区町村の税務担当課で発行されます。
 - ※状況により勤務先が発行する源泉徴収票、給与明細書又は公的年金の源泉徴収票を提出していただきます。
- 非課税証明書
 - ※入居者が学生などのため所得証明書が発行されない場合
- 納税証明書（税金に未納がないことが確認できるもの。）
- 同意兼誓約書
 - ※納税証明書では、水道料等の納付状況を把握できないため、町が調査するために必要になります。

該当する方のみ提出していただく書類

- 婚約証明書（婚姻の予定がある方）
- 勤務先の給与明細書及び健康保険証（最近就職した等で、所得の証明書が発行されない方）
- 雇用保険受給資格証の写し又は離職票の写し若しくは退職証明書、健康保険証（申込される年の1月2日以降に退職し、現在無職の方）
- 戸籍謄本（内縁関係にある方）

※その他状況により提出をお願いする場合があります。予めご了承ください。